

後期高齢者医療制度

被保険者証が
8月から新しくなります

■お問合せ
保険年金課 岩井庁舎
内線1733・1736



後期高齢者医療制度に加入されているかたが現在使用している被保険者証は、7月31日で使用できなくなりますので、新しい被保険者証を7月中に郵送します。

保険料の納付は
便利で安全な
口座振替を
ご利用ください

後期高齢者医療保険料の納付は、納め忘れのないように口座振替のご利用をお勧めし

ます。納付のたびに金融機関やコンビニエンスストアに足を運ばなくてもすみますので大変便利です。

口座振替をご希望のかたは、口座振替をする取扱金融機関の窓口へ通帳と届出印をご持参のうえ、「口座振替依頼書」に所定の事項を記載してお申し込みください。

なお、今年度から後期高齢者医療制度に加入したかたで、これまで国民健康保険税を口座振替でお支払していたかたでも、新たに申し込みが必要となりますのでご注意ください。

限度額適用・
標準負担額
減額認定証について

後期高齢者医療被保険者のかたで、住民税非課税世帯(同一世帯の全員が住民税非課税)のかたは、申請し、認定を受



けると「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。減額認定証を被保険者証と一緒に医療機関等へ提示すると、入院時の医療費、食事代

や1か月の医療費負担額が軽減されます。すでに減額認定証の交付を受けていて、8月1日以降も減額認定の対象になるかたや、8月1日から新たに減額認定

の対象になるかたには、新しい被保険者証と一緒に7月中に郵送します。認定は左記のとおり、低所得者I、低所得者IIの2つの区分になります。

		低所得者II	低所得者I
該当するかた		同一世帯の全員が住民税非課税のかた	同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が0円であるかた
負担割合		1割	1割
自己負担限度額	外来(個人ごと)	8,000円	8,000円
	入院・外来(世帯限度額)	24,600円	15,000円
入院時の食事代の標準負担額(1食につき)		過去12か月間で減額認定を受けていた期間の入院日数が 90日までは 210円 90日を超えた場合、申請して長期入院の認定を受けると 160円	100円

※療養病床に入院する場合は、入院時の食事代は減額区分に応じ1食あたり210円または130円となります。また、居住費相当額として1日につき320円の負担が必要です。